

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

対象期間 2022年4月 1日から
2023年3月31日まで

事業所の名称	株式会社ニューイング(旧社名 ニューイング・ソフト株式会社)
事業所の名称所在地	〒060-0032 北海道札幌市中央区北二条東三丁目2番地3

派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

派遣労働者の数	2	(人)
派遣先事業所数	2	-
労働者派遣に関する料金の額の平均額(1日8時間あたりの額)	28,000	(円)
派遣労働者の賃金の額の平均額(1日8時間あたりの額)	18,000	(円)
マージン率	36	(%)

※ マージン率には、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費、その他含まれています。

このマージン率の計算式

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \text{ (少数点第2位以下を四捨五入)}$$

教育訓練に関する事項

- ・ビジネスマナー
- ・プログラミング初級～上級
- ・データベース設計・構築
- ・プログラム進捗管理 等

キャリアコンサルティング相談窓口 電話番号 011-200-2822

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しています。

1. 対象となる派遣労働者の範囲 ソフトウェア業に従事する派遣労働者
2. 協定の有効期間の終期 2025年1月19日

株式会社ニューイング
(旧社名 ニューイング・ソフト株式会社)

派01-300685
2023年3月31日現在